

県内における産業廃棄物の排出状況について

1 産業廃棄物排出量の状況

平成15年度以降、県内で排出された産業廃棄物の排出量の推移は、表1及び図1のとおりである。

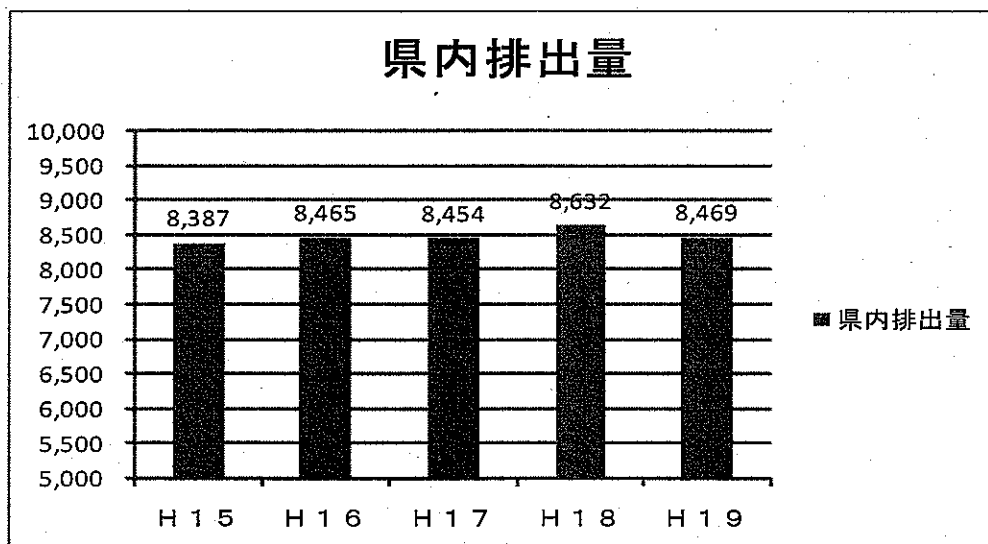
表1 県内排出量の推移

(単位：千t)

	H15	H16	H17	H18	H19	H22 目標
排 出 量	8,387	8,465	8,454	8,632	8,469	8,514
前年度からの増減 (前年度比)	-	+78 (+0.93%)	△11 (△0.13%)	+178 (+2.11%)	△163 (△1.89%)	-

図1 県内排出量の推移

(単位：千t)



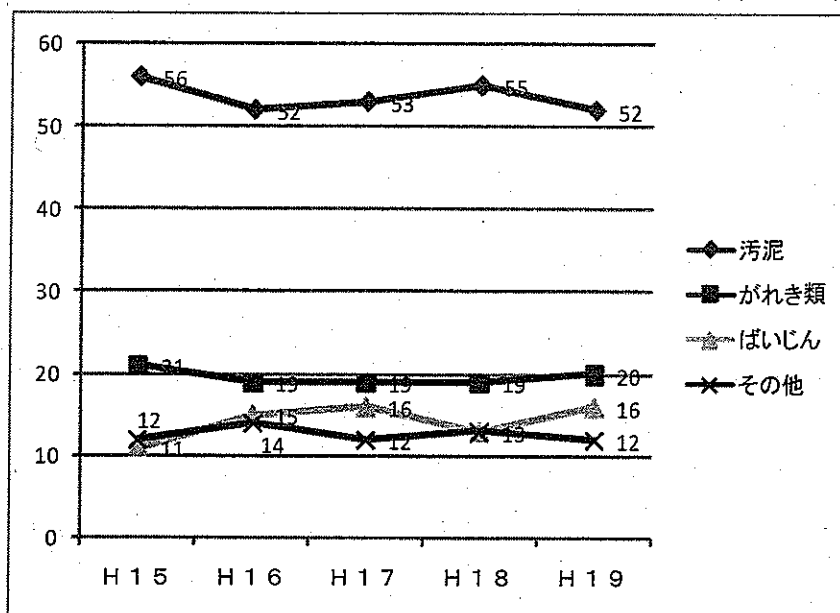
産業廃棄物の排出量の最近5年間の傾向は、対前年度比では概ね2%以内で増減しており、一定の傾向は見られない。

また、税導入の効果については、条例の施行初年度である平成18年度は前年より17万8千トン増加したものの、平成19年度は16万3千トン減少しており、一定の誘引効果があったとも考えられるが、データが2カ年しかないため、平成20年度のデータも含め、その後の傾向を見る必要があると思われる。

福島県廃棄物処理計画において設定された平成22年度目標値に対しては、概ね順調に推移しているといえるが、今後とも、産業廃棄物税を活用しながら、再使用・再商品化が可能な製品開発の積極的な促進など、製造段階からの発生抑制への取組みをより一層促進する必要がある。

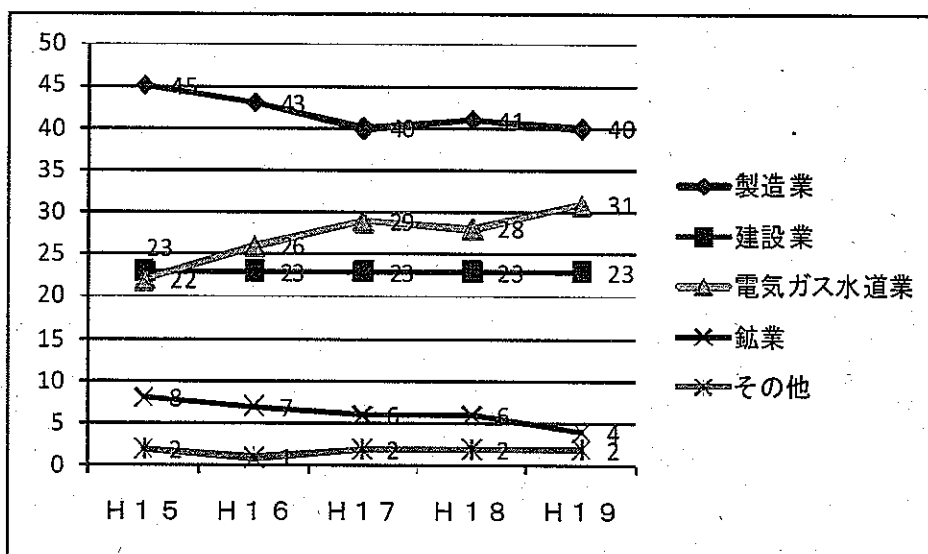
平成15年度以降における産業廃棄物の種類別、業種別の排出割合は、図2及び図3のとおりである。

図2 種類別排出割合 (単位：%)



種類別に見ると、直近の平成19年度は、「汚泥」が52%と最も多く、次いで、「がれき類」が20%、以下「ばいじん」16%となっている。平成15年度以降、構成比に大きな変化はない。

図3 業種別排出割合 (単位：%)



業種別に見ると、直近の平成19年度は、「製造業」が40%で最も多く、次いで、「電気・ガス・水道業」が31%、以下、「建設業」が23%となっている。平成15年度以降、製造業の占める割合がわずかに減少し、電気ガス水道業の占める割合が増加している。

2 産業廃棄物の最終処分の状況

県内で発生した産業廃棄物の最終処分量の平成15年度以降の推移は、表2及び図4のとおりである。なお、この最終処分量には県外で最終処分された量（表4の数値）が含まれている。

表2 県内発生した産業廃棄物の最終処分量等の推移 (単位：千t)

	H15	H16	H17	H18	H19	H22 目標
最終処分量 (最終処分率)	615 (7.3%)	706 (8.3%)	637 (7.5%)	613 (7.1%)	696 (8.2%)	596 (7.0%)
前年度からの増減 (前年度比)	-	+91 (+14.8%)	△69 (△9.8%)	△24 (△3.8%)	+83 (+13.5%)	-

※最終処分率とは…… (最終処分量/産業廃棄物の県内排出量) × 100

県内の最終処分場には県外からも搬入され最終処分されているが、その量の推移は表3のとおりである。

表3 県内の最終処分場に県外から搬入された量 (単位：千t)

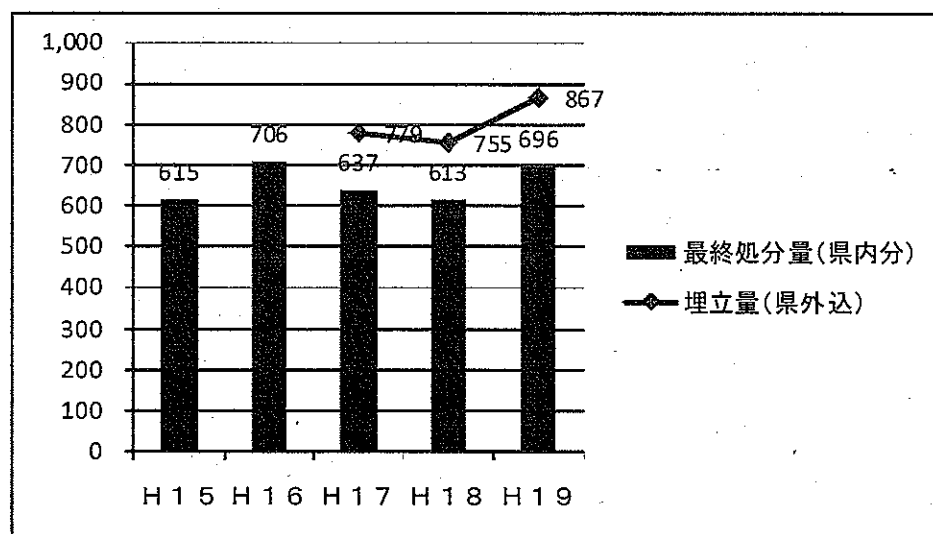
	H15	H16	H17	H18	H19
県外からの搬入量	77	-	103	138	138

県内で発生した産業廃棄物は県外でも最終処分されているが、その量の推移は、表4のとおりである。

表4 県外の最終処分場で最終処分された量 (単位：千t)

	H15	H16	H17	H18	H19
県外への搬出量	14	-	19	13	12

図4 県内産廃の最終処分量と最終処分場における埋立量の推移 (単位：千t)



県内で発生した産業廃棄物の最終処分量については、対前年度比で10%前後の変動があり、発生量の変動比に比べて大きい状況にある。

税導入の効果については、条例の施行初年度である平成18年度は前年度から2万4千トン減少し613千トンと低下したが、平成19年度は696千トンと増加していることから、平成20年度のデータも含め、その後の傾向を見る必要があると思われる。

また、福島県廃棄物処理計画において設定された平成22年度目標値の達成に向けて、今後とも、産業廃棄物税を活用しながら、産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルをより一層推進し、最終処分量の抑制に努めていく必要がある。

3 再生利用・減量化の状況

平成15年度以降の産業廃棄物の再生利用・減量化量等の推移は、表5のとおりである。

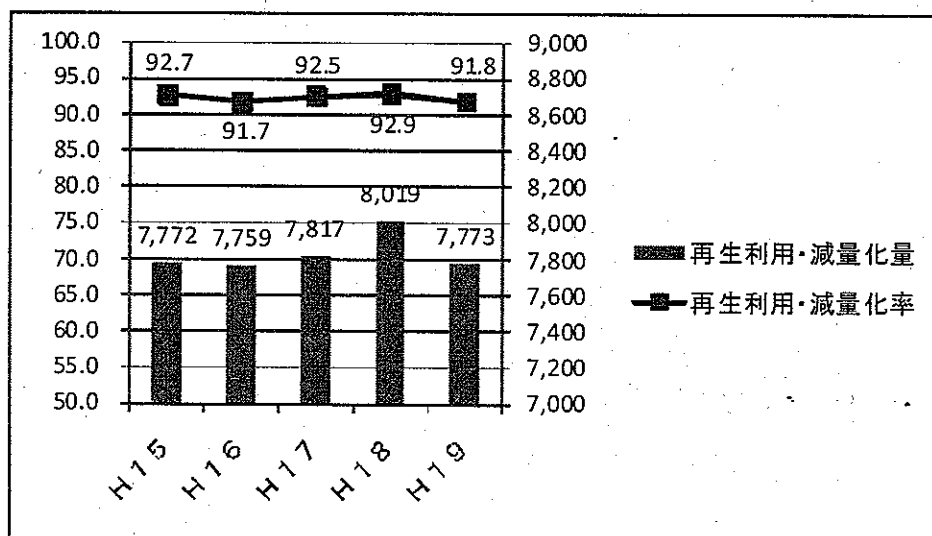
表5 再生利用・減量化量等の推移

(単位：千t)

	H15	H16	H17	H18	H19	H22 目標
再生利用・減量化量	7,772 (92.7%)	7,759 (91.7%)	7,817 (92.5%)	8,019 (92.9%)	7,773 (91.8%)	7,918 (93%)
再生利用量	3,305 (39.4%)	3,542 (41.9%)	3,549 (42.0%)	3,371 (39.1%)	3,555 (42.0%)	3,043 (36%)
減量化量	4,467 (53.3%)	4,217 (49.8%)	4,268 (50.5%)	4,648 (53.8%)	4,218 (49.8%)	4,875 (57%)

図5 再生利用・減量化量等の推移

(単位：千t、%)



平成15年度以降、本県の再生利用・減量化率は92%前後で推移しており、条例の施行後も大きな変化は見られない。

また、福島県廃棄物処理計画において設定された平成22年度目標値に対しては、概ね順調に推移している。

4 最終処分場の状況

産業廃棄物の平成15年度以降の最終処分量は、県内分が60～70万トン、県外分が10～15万トンで推移している。このような状況が継続すれば、最終処分場の残余年数は、平成19年度末現在、安定型で約7.8年、管理型で約8.2年と算出できるが、最終処分場の建設は、計画立案後5～10年程度の歳月を要している現況から、余裕がある状況とは言えない。

また、最終処分場や焼却施設などの産業廃棄物処理施設の新たな設置は、土地の高度利用化が進み適地が少なくなってきたことや、産業廃棄物の不適正処理や不法投棄の摘発などにより、産業廃棄物という呼称そのものに忌避感を持たれ、産業廃棄物処理業者への不信感が解消されないことから、その結果として、最終処分場などの産業廃棄物処理施設の建設が困難な状況が続いている。

こうしたことから、排出抑制、再生利用等の取組みを進め、最終処分量の抑制を図っていく必要がある。

5 不法投棄発見件数等の推移

平成18年度以降、産業廃棄物税を活用し、不法投棄監視体制の大幅な強化を図った結果、産業廃棄物の不法投棄は減少傾向にあり、税導入による一定の効果があつたといえる。

今後も、不法投棄の根絶に向け、産業廃棄物税を活用し、未然防止体制の強化、早期発見体制の充実など総合的な対策を講じていく必要がある。

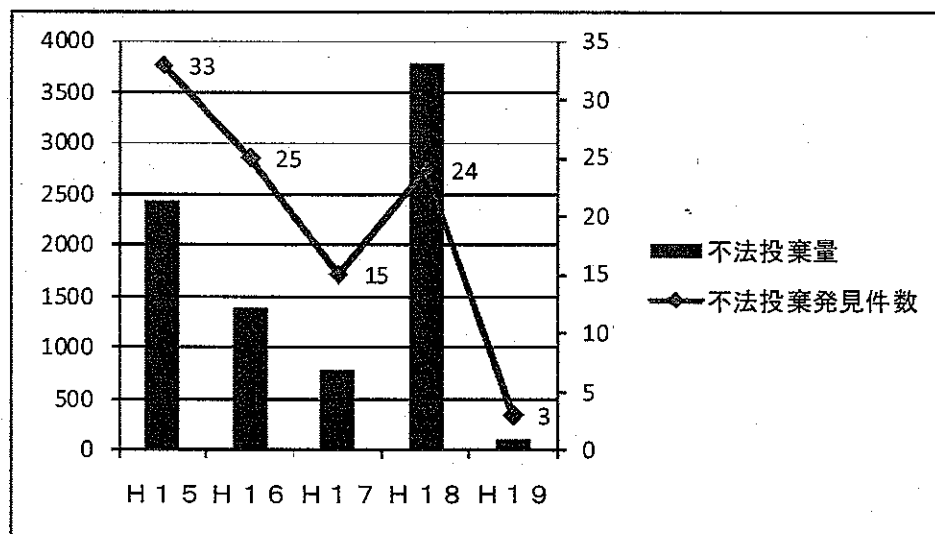
表6 不法投棄発見、投棄量の推移

(単位：件、トン)

	H15	H16	H17	H18	H19
不法投棄発見件数	33	25	15	24	3
投棄量	2,441	1,390	796	3,796	123

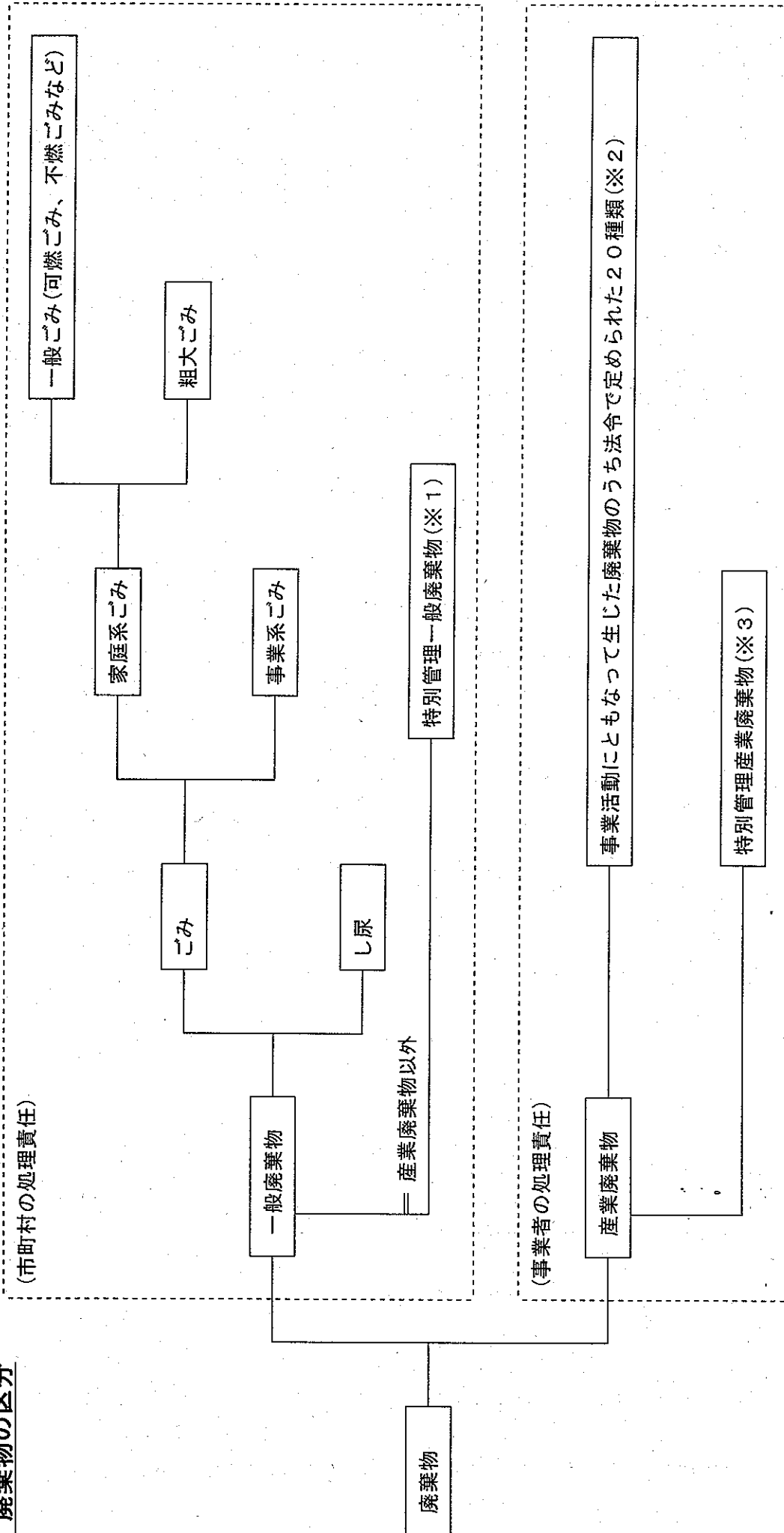
図6 不法投棄発見、投棄量の推移

(単位：件、トン)



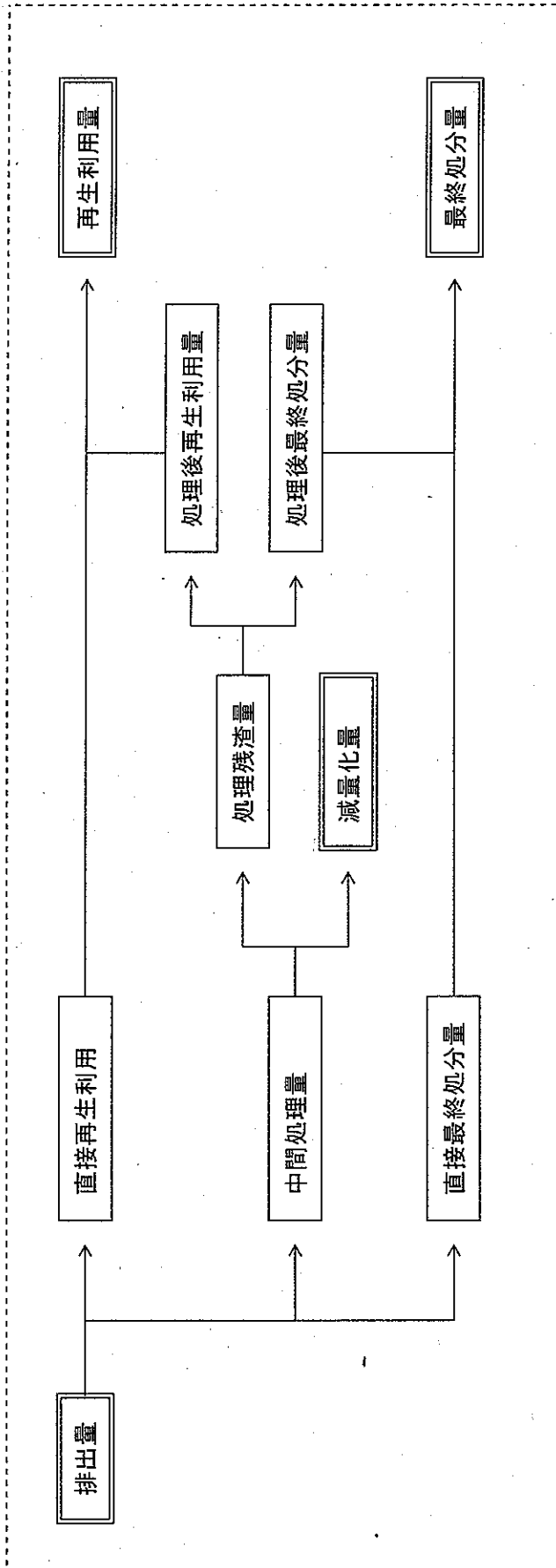
※産業廃棄物は投棄量が10トン以上、特別管理産業廃棄物は全てについての発見件数及び量

廃棄物の区分



注1：爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのあるもの
 注2：燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鉢さい、がれき類、動物の死体、動物のふん尿、上記19種類の産業廃棄物を処分するために処理したものの、他に輸入された廃棄物
 注3：爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるもの
 資料：環境省「平成21年版 環境・循環型社会・生物多様性白書」より

産業廃棄物の処理の流れ



資料：環境省「平成21年版 環境・循環型社会・生物多様性白書」より

